

## 磐田市さくら百年プロジェクト 苗木等配布実施要領

### (趣 旨)

第1条 この要領は、地域や事業者等との共創による市民参加型の植樹活動や維持管理を通じて、緑化の大切さと共創の取組みの継承を目指す「さくら百年プロジェクト」により、地域や事業者等に対する桜の苗木等の配布に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (配布対象者)

第2条 配布対象者は、次条に規定する配布対象となる場所において、「さくら百年プロジェクト」を通じて植樹活動を行う自治会、事業者等とする。

### (配布対象となる場所)

第3条 配布対象となる場所は、植樹に関して土地の所有者及び管理者の同意が得られており、かつ、次の各号に掲げるいずれかに該当する場所であることを条件とする。

- (1) 市内の前条対象者施設が管理する場所
- (2) その他、市長が認める場所

### (配布内容)

第4条 苗木等の配布については、次の各号に掲げるものにつき、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 桜の苗木 5本を限度とする
- (2) 植樹時に使用する肥料 必要と認めるもの
- (3) その他市長が認めるもの 必要と認めるもの

### (配布場所)

第5条 苗木等の配布場所は、本市が指定する場所とする。

### (配布時期)

第6条 苗木等の配布時期は、12月から2月とする。

### (配布申請)

第7条 苗木等の配布を受けようとする配布対象者(以下「申請者」という。)は、さくら百年プロジェクト苗木等配布申請書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 植樹場所の位置図(写真等を含む。)
  - (2) その他市長が必要と認める書類
- 2 配布回数(または「配布申請者」)は、1申請者につき1回とする。

(配布の条件)

第8条 次に掲げる事項は、配布を決定する際の条件となるものとする。

- (1) 苗木等の健全な育成に努め、維持管理に係る費用を負担すること。
- (2) 植樹後5年間は、伐採及び移植をしないこと。
- (3) 配布された苗木等は、配布決定通知の内容と同じ用途及び場所に植樹すること。

(配布決定)

第9条 市長は前条の規定による申請があった場合は、これを審査し、苗木等を配布することが適当と認めるときは、予算の範囲内において配布を決定し、さくら百年プロジェクト苗木等配布決定通知書(様式第2号)により申請者に通知するとともに、苗木等を配布するものとする。ただし、運搬作業は申請者が行うものとする。

(完了報告)

第10条 前条の規定による苗木等の配布を受けた者が植樹活動を完了したときは、さくら百年プロジェクト苗木等植樹完了報告書(様式第3号)に、次の掲げる書類を添えて、植樹活動完了の日から30日以内に市長に提出しなければならない。

- (1) 写真(植樹活動の内容が分かるもの)
- (2) その他市長が必要と認める書類

(返還命令)

第11条 市長は、第8条各号に規定する配布の条件に違反した場合は、さくら百年プロジェクト苗木等返還命令書(様式第4号)により、配布した苗木等の返還を命ずることができる。

(その他)

第12条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この実施要領は、令和8年4月1日から施行する。